

文部省大学学術局技術教育課『短期大学調査資料』について（２）

—文部事務官・村越義雄の同時代回想録を中心に—

木田 竜太郎

【史料③】

短期大学について（三）

文部省大学学術局技術教育課 村越 義雄

学校教育法の一部改正

学校教育法は、昭和二十二年三月公布され、これによって、いわゆる六・三・三・四の学校体系が確立されたが、前述の通りのいきさつと理由からいよいよ学校教育法の一部を改正する運びとなった。

この二年又は三年制の大学の制度を認める学校教育法の一部を改正する法律案は別表第九の通りであるが、その提案の理由を更めて要約すると、新学制の最後の段階である新制大学が発足されるに当り、旧制の高等専門学校のうちには、人的にも物的にも直ちに四年制大学に切り替えることは困難なものであるので、暫定的に修業年限二年又は三年の短期大学の制度を認めて、できる限り速かに新学制の完成を図るとともに、他面社会の要望に添うためであるというにあった。

因みに、社会の要望とは、前述（第八輯＝引用者注：本論集第3号所収の前稿【史料②】）の通り、二年又は三年制大学を実現する必要がある理由のうちに含まれているが、当時の現状として、入学志望者の側における父兄の経済的負担力の点及び短期間に実務者を養成しなければならない社会的必要性から、又女子の高等教育機関として修業年限が短期間の大学の設置が要望されていることをいうのである。

この暫定的制度として認める短期大学は、新制の大学の修業年限は学校教育法第五十五条の規定によって四年をもって原則とするが、その修業年限を二年又は三年とするものであって、大学院を置くことを認めない以外は、四年制大学に関する規定はすべて準用されることとなるのであるが、修業年限が四年制大学よりも短い短期大学の卒業者は四年制大学に入学する場合は、入学した四年制大学の定めるところにより、その修業年限に卒業した短期大学の修業年限を通算することができるという進学の道も開いておるのである。

なお、短期大学の開設は昭和二十五年度からとしてあるのは、その実施については諸般の準備を必要とするからである。

さて、この法律案は、昭和二十四年四月二十六日参議院文部委員会に提案され、五月九日全会一致で原案通り可決され、衆議院の方は、五月七日に文部委員会に提案されて、五月十四日全会一致で原案通り可決された。

参議院及び衆議院におけるこの法律案に関する質疑応答のうち、主なるものを記すと次のとおりである。

（問）短期大学を認めることにより、速かに新学制の完成を図るとあるが、これは旧制

専門学校等の不合格（四年制大学に切り替えることができない）の学校救済の意味であるか。

「当分の間」とあるが、暫定的措置か。

本則の四年制大学に戻る時期はいつか。

（答）旧制専門学校等で相当不合格になったものがあるので、その救済の意味もあるが、短期大学に切り替えることにより新学制は速かに完成する。

かゝる意味から暫定的措置ということがいえるので、「当分の間」としたわけである。

四年制大学となし得る時期については今の所全く見込が立たない。

（問）短期大学の制度は諸種の事情により必要であり、妥当であるが、何故「当分の間」認めることとしたか。

（答）短期大学の制度は、各界の要望殊に女子教育において積極的要望があり、又学校の規模、教員の質と量から見て、むしろ短期大学を適当とするものがある等の諸点から認めたい。

「当分の間」としたのは、短期大学のその成果の見通しが、未だつかないので、実験的意味を含めてかくしたのであるが、やがて永続的制度とする希望をもっている。

（問）実験的意味で「当分の間」としたことについては賛成しない。

女子の大学については四年は長過ぎる。米国ですらジュニア・カレッジは大学の半数近くある。日本の現状及び学校の施設から考えれば必要であって当分の間の措置とすべきでない。

（答）教育刷新委員会は「当分の間」と考えておられるので、これに従ったのであるが、国会でこれを修正されるならば文部省はこれに従いたい。

（問）昭和二十五年度から行う理由は何か。

（答）短期大学も大学設置委員会の審査をうける要があり、又その基準を検討中であるので、昭和二十四年度からの施行は間に合わない。

（討論）短期大学を認めることは、志望者側における父兄の経済的負担の点や短期間に実務者を養成しなければならない社会的必要性のある現状から考慮すると必要であり、且女子にとっては眞に適切な取扱である。

短期大学を認めることは修業年限四年の大学になれない脱落校を救済するという意味を排して、恒久的に認める必要がある。従って第百九條中の「当分の間」という辞句を削除することを要望する。しかし、技術的にも時間的にも審議期間が短くて間に合わないから、これは昭和二十五年度から開設するということになっている関係上、次の臨時国会において改正したいと考える。

このようにして、この法律案は（短期大学の制度を認めるということの外に、医学又は歯学の大学の入学資格を規定するものを含んであるが、）衆議院及び参議院を通過し、可決されて、昭和二十四年六月一日法律第七十九号をもって公布され、短期大学に関する規定は昭和二十五年三月一日から施行されることとなった。

こゝにおいて、修業年限が二年又は三年の大学が、短期大学として、暫定的措置とはいえ、六・三・三の上に、二又は三として新しい大学の教育制度として認められることとなり、その発足は昭和二十五年度からとなったのである。

短期大学設置基準の設定

短期大学の発足は次年度の昭和二十五年度からとなったが、その発足に当り、設置基準の設定等について急速に取り掛からなければならなかった。

昭和二十四年六月十七日短期大学の制度が認められるに至った経過の報告及び短期大学の設置ならびに設置基準の作成等に関する協議会が文部省において開催された。この協議会の参加者は、主として新制大学に切り替えなかった専門学校及び短期大学の設置を希望する各都道府県所在の新制高等学校、各種学校の関係者であった。この会議には、連合国軍最高司令官民間情報教育部のイールス氏も出席されて、米国のジュニア・カレッジについて講演をなされた。この協議会の前日である六月十六日に、大学基準協会等の各協会の代表者の参集を求めて準備会を開催したのではあるが、この協議会で短期大学の設置基準を作成する委員会を設けることと、その構成等が決められた。

この設置基準を作成するための委員会は、大学設置審議会の特別委員会（第七）として発足することとなり、その委員の構成は次の通りで、

1. 大学設置審議会委員
2. 教育刷新審議会委員
3. 大学基準協会会員
4. 公立大学専門学校職員
5. 私立大学専門学校職員
6. 学識経験者
7. 関係官庁職員

計十七名をもって組織されることになった。

委員の選定に当っては、関係協会等からの推薦に基いて決められたものであるから、この委員会の構成といい、又委員の人選といい、各界の意見を取り入れることができ、いわゆる民主的であったといえよう。

この委員会（第七特別）の委員の職名及び氏名は別表第十の通りである。

さて、この特別委員会の初回の会議は七月十二日に開催された。和田会長（大学設置審議会）イールス氏（民間情報教育部）も出席されてあいさつをなされた。主査は務台氏、副主査は古坂氏がそれぞれ選定された。この初回の会議では、この特別委員会のこん後の運営と設置基準作成上の基本方針を協議することであったが、基本方針については自由討議のかたちで行われた。

この自由討議は、その後、引き続いて三回にわたって行われた。そのうち、基本方針となるべき点を拾い上げると次の通りであった。

1. 短期大学の目的、性格、形態、はどうか。

- (1) 大学の別科、高等学校の専攻科との相違を究明する必要がある。
- (2) 旧制の高等学校及び専門学校の温存ではない。
- (3) 完成の教育機関ではあるが、四年制大学に連絡する。
2. 四年制大学とは別個の独立した大学として考える。
3. 四年制大学に併設することはどうか。
4. 修業年限二年のものを中心として考える。
5. 教育内容は一般教育よりも専門教育に重きを置き、それは職業的である。
6. 外国語は一般教養科目の枠の中に入れる。
7. 卒業最低要求単位数は六十二（その中体育二を含む）とすることが適当である。
8. 学部制をとらない。又講座制もとらない。学科制とするが、専攻制をとってもよい。
9. 卒業生には称号を与える。

このような根本問題に触れた討議が行われた後、一応の基本方針が立ったので、これに則って設備基準の原案を作成することに取り掛かることになったが、その原案作成のために小委員会（主査・古坂氏）が組織された。設置基準の作成は八月中に完了することにしてあったので、とにかく急がなければならなかったから多忙を極めた。

小委員会は七月十九日から連日五回にわたって開催された。

短期大学のあり方、特に短期大学は制度上は新制の大学の範ちゅうに入るけれども、四年制大学と相異なる点等が、前述の通りの討議によって浮き出されて来て、基本方針となるべき点に盛られているが、この考え方の基盤に立って、既に設定されている大学基準を、表現の方法においても、表示する内容の程度においても、これを指針として、設置基準の原案を作成することとなった。謂はゞ大学基準は短期間に原案を作成しなければならない時に当って、何よりのよりどころとなったのである。

そこで、大学基準に表示されている事項に従って、順次に原案を作成して行くように取り運ばれたが、一面においては、短期大学も新制の大学である以上、四年制大学の形態を示す大学基準にのっとりつゝ、他面においては、短期大学の性格特色を表示するように配慮されたのである。即ち、大学基準に表示されている事項について準用することができるものはその儘準用することとし、短期大学という新しい高等教育機関としての性格なり特色をうち出すところはするようにして書き改めることとしたのである。

しかし、こゝで短期大学という新しい高等教育機関としての性格特色は何か、又どのように考慮されたかということに留意しなければならない。それは、短期大学は、四年制大学と同様に新制の大学であるから、新制の大学のあり方にのっとりつゝ、旧制の高等学校又は専門学校のような教育機関であってはならないという考え方に、アメリカのジュニア・カレッジの形態を取り入れようとする考え方を広い観点に立って融合させたところの新しい形態に求められたのである。

会議は午後二時頃から開催されるのが常であった。七月の二十日前後の午後のことだったので、なんと言っても暑さには不足はなかったが、とにかくも急いで原案を作成しなければならなかったもので、そのための時間の不足が痛感せられた。当日検討し協議した事

項は、その都度、これを成文してタイプライターで打ち、翌日の会議でこれを吟味し、訂正すべき箇所があればそれを改めて、順次に次の準備へと取り運ばれた。厚さもきびしいが、論議も沸騰することが間々あった。論議の中心は、なんといっても短期大学としての新しい形態を求めようとするのであって、これは、ちょうど短期大学の形態を、四年制大学のあり方という軌道に乗せて、旧制の高等専門学校という旧地を離れて、アメリカのジュニア・カレッジという新地に出向させつゝ、その新地に到着しないうちに、造形しようとする諸々の配慮であったということがいえよう。

このようにして、論議、成分、タイプ、訂正ということを日々繰り返すこと五日にして、一通りの原案が作成された。

次いで、この原案を検討して第七特別委員会としての結論を出すために、七月二十五日から特別委員会を再び開催することになった。小委員会主査から原案作成上の方針及び問題点を含めて経過の報告があり、続いて原案に表示されている事項について逐次審議するように運営された。

小委員会における問題点は、前述の通り短期大学という新しい形態が中心となり、これに関連して、目的及び使命、例示する学科の名称、教員組織及び教員資格等であったが、特別委員会においても、当然ではあるが、やはり小委員会と同様な事項について論議が、繰り返されて、慎重な審議が続行されることになった。例えば、目的及び使命については論議を重ねるに従ってそのあり方は次第に明かになったが、それを表現する方法において、例示する学科のうちに幼稚園又は小学校の教員を養成するための保育科又は教育科のような学科が設置できるか否か、教員組織及び教員資格については、専任者の数を表示すべきか否か、教員資格は四年制大学のそれと同じでよいかどうか等が問題点であった。

因みに、審議中における問題点は、設置基準に表示された事項を読んだだけでは判明しないので、こゝに一々申し述べる方が適当かとも思われるが、申し述べることによって、一層複雑になり、取り紛れて混乱を来す恐れがあるので、こゝでは割愛することとする。しかし、この問題点となった事項については、設置基準の解説にはできるだけ明かになるように意識的に述べられているから、設置基準を読む場合必ずその解説をも併せて読まなければならない。

この特別委員会は五回にわたって開催され、八月十一日をもって設置基準案が完成した。会議の回数も、亦その審議の取り運び方等も全く小委員会のそれと同じで、小委員会において審議のよりどころとなったのが大学基準であったが、特別委員会においては大学基準が、短期大学設置基準の原案に置き換えられただけで、連日論議成分タイプ訂正といった審議方法が、積み重ねられて、第七特別委員会としての設置基準案が作成されたのである。

七月二十日前後から八月十日前後の暑さは一年中の最も暑い時期であって、この最盛りの暑さは毎年繰り返されることはあるが、この炎暑の時期と、前述のような真剣な審議とが、かみ合うことが、再び起るであろうか。生れ変るということはあるにしても、生れることは一度限りあるだけである。これこそ、短期大学が形態づけられる唯一の機会であったのである。暑さと論議との歯車の潤滑油ともいべきものは、机上に運ばれた氷の入った赤い色をしたオレンジジュースであったことが思い出される。

このようにして第七特別委員会で作成された設置基準案は大学設置審議会の常任委員

会で審議され、次いで総会において最後の決定が行われたのである。常任委員会は八月二十日に開催され、務台主査から特別委員会の議事の経過及び設置基準案についての説明があった。

わが国において、新しい目的と性格を持つ短期大学という名の付く大学が、一つの形態として設置基準という衣装に纏われて、いよいよ世の中にその姿を現わす時であった。従って、設置基準案に表示する事項については、格別の理解と認識とをもって取扱われることが、期待せられた。常任委員会において、務台主査の説明のうち、特に強調された点及び審議の問題となった点を上げると次の通りであった。

1. 短期大学は修業年限二年のものを主体としているが、教育の内容によって特別の場合は三年とする。

2. 实际的専門職業に重きを置く完成教育である。

3. 学部組織をとらない、又講座制をとらない。

4. 学科の例示中理学とは、数学、物理学、化学等理学部の組織に入る学科を含む。

5. 教員組織及び教員資格は、大学基準と同じ箇所と異なる箇所がある。

6. 講座制をとらないので、これに代るべき主要な科目は専任の教授、助教授が担任する。

7. 学生の補導に当るために、講義を担当しない教授、助教授を置くことができる。

8. 外国語は、一般教養科目の三系列の外に置く意見もあったが、一般教養科目の人文関係科目の枠の中に入れた。

9. 体育は大学基準の半分とした。

10. 単位の与え方及び計算基準は大学基準と同じ。

11. 卒業者に称号を与えるようにしてあるが、これは問題がある。これは、後で削除することとなった。

12. 卒業最低要求単位数は大学基準の半分とした。三年制は二年制のそれぞれの五割増しとした。

13. 施設設備等は大学基準と概ね同等であるが、図書館については基準の事項の中に入れないが、細目としてこれに付け加えた。

14. 四年制大学に併設される場合においても、独立した別個の（短期）大学として、この設置基準が適用される。

15. 名称は短期大学の外に四年制大学に併設の場合は短期大学部と呼称することもできる。しかし四年制大学とは独立した別個の大学であることには、差異はない。

16. 夜間の短期大学についても同様にこの設置基準による。又、昼間授業の四年制大学に、夜間の短期大学が併設される場合も、14と同様である。

17. 短期大学を設置することによって、四年制大学の完成に支障を来たすようなことはないかどうか。

18. 学科の例示に法学が出ていないが、これは四年制大学でも不十分であることに鑑みて短期大学において例示することは適当でないと思われる。

１９．併設する場合は、四年制大学に及ぼす影響を考え、別途に考究する必要がある。

２０．設置基準に表示された事項は簡略に過ぎる点もあるから、設置基準の解説に充分に記載する必要がある。

２１．設置基準の趣旨徹底は、設置基準が決定された後、速かにこれを行う必要があり、これについては、文部省に用意がしてある。

このような問題点については再検討し修正しなければならない箇所は修正して、総会に提案することになったが、この総会においては設置基準を決定するとともに、短期大学設置認可申請書記載様式、短期大学に関する審査方針をも確定し、且又設置基準の解説をも決定しなければならなかった。申請書の記載様式及び審査方針の確定については、それぞれの特別委員会が設置されているので、その特別委員会において原案を作成することになり、又開設については第七特別委員会で原案を作成することとなった。

申請書記載様式は、大学設置認可申請書記載様式について、設置基準が、大学基準に相違する事項に従って、これを改めることとした。又、審査の方針については、四年制大学の審査は大学基準（運用要項を含む）が適用されるが、短期大学の審査は短期大学設置基準が適用される点が異っていて、それ以外は全く四年制大学の審査方針に準ずることとなった。勿論、適用する設置の基準が相違することに応じて審査に関する申合せは必要があれば別途に作成することになった。

第七特別委員会は八月十一日の会議を最後として、その後に起り得る事項については主査に一任するということであつたので、常任委員会の審議の結果、再検討し修正しなければならない点を協議したり又設置基準の解説を作成するために、別に会議は開催されなかった。設置基準案の作成に引き続いて、その解説案を取り纏めることが、急を要したので、解説の草案は文部省において作ることになった。

解説の草案作成に当っては設置基準の作成が、一ヶ月以上にわたり、ほとんど連日会議が開催されて各方面の観点に立って、慎重に真剣に審議されたが、その会議の経過を振り返り、やがて生れ出る短期大学の形態を想像しつつ、設置基準に表示される事項に従って、できるだけ明確に記述することに心掛けた。急がなければならなかったが、急ぐ程記述しなければならないペンは鈍った。焦慮の中に、鈍るペンを進めるために、深夜に至るまで、机に向わなければならなかった日が、幾日か連続した後に草案は完了した。続いて、この草案に所要の筆が加えられたが、設置基準の作成の場合と同様に、短期大学の目的使命の解説には最も留意されなければならなかったので苦心した。

総会は八月三十日に開催されて、設置基準もその解説も亦申請書記載様式等も最終的決定となり、こゝにおいて短期大学設置基準は設定されたのである。

なお、六月一日から、行政機構の改革に伴って文部省の組織も変更され、専門教育課は技術教育課（課長腰原仁）と改った。当時、勿論短期大学は設置されてはいなかったが、その開設は昭和二十五年度からとなっており、やがてその設置がみられるので、実在はしていないが、短期大学に関する事務は、旧制の専門学校と同様に技術教育課で行うことになったことをこゝに付記する。

別表第九

学校教育法の一部を改正する法律（抄）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第百八條の次に次の二條を加える。

第百九條 大学の修業年限は、当分の間、第五十五條の規定にかゝらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

前項の大学は、短期大学と称する。

第一項の大学には、第六十二條の規定はこれを適用しない。

第百十條 前條に規定する大学を卒業した者が、第五十五條に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる。

附則

この法律中第五十六條の改正規定は、公布の日から、第百九條及び第百十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

別表第十

大学設置審議会第七特別委員会委員

上智大学教授	大泉 考
東京教育大学教授	務台 理作
	矢野 貫城
東京家政専門学校長	戸田 貞三
日本大学教授	加藤 一雄
早稲田大学理事	伊原 貞敏
都立女子専門学校長	鈴木 桃太郎
水戸市立女子専門学校長	久保 謙
東京女子大学幹事	藤井 徳三郎
恵泉女学園専門学校長	河井 ミチ
日本経済専門学校教授	南波 恕一
戸板女子専門学校長	青木 あさ
駒沢大学講師	三隅 一成
青山学院大学教授	古坂 崑城
大阪大学助教授	森 昭
文部省大学学術局長	剣木 亨弘

文部省視学官

守屋 百合子

備考 職名は委員会の発足当時の職名である。

注：

本稿（史料紹介）は、本論集第３号所収の前稿（pp.51-70）の続編である。

前稿と同様に、史料の翻刻に際しては、現在、一般的に使用されない旧字や略字を改める等、便宜的な修正を一部、加えてはいるものの、基本的に原文を尊重して掲載する（但し、縦書きを横書きに改めている）。

なお、史料の「解説」については、前稿（pp.51-53）を参照されたい。